

第6期 第1回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

平成21年12月1日(火)

札幌市役所本庁舎 12階 第1～3号会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

1. 開 会

事務局（長谷川高齢福祉課長） 皆さん、こんにちは。

定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第6期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会を務めます福祉のまちづくり推進会議の事務局の高齢福祉課の長谷川でございます。

まず、開会に当たりまして、保健福祉部長の阿部からごあいさつを申し上げます。

阿部保健福祉部長 保健福祉部長の阿部でございます。

第6期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、快く当会議の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、きょうからいよいよ師走ということで、ことしもあと残り1カ月と大変忙しくなる初日にもかかわらず、お集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

この会議の経緯につきましては、後ほど事務局の方からご説明があろうかと思っておりますけれども、札幌市ではすべての市民の方々が安心して快適に生活できるまちづくりを目指して、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしましたところでございます。当推進会議は、この条例により組織されたものでございますけれども、市民、事業者の皆様方と札幌市が協力をし合って福祉のまちづくりを推進していくことを目的といたしております。第1期の会議が平成11年に発足をいたしましたので、ことしでちょうど10年が経過したことになります。これまで、札幌市のバリアフリー施策を初め、いろいろな面で札幌市のまちづくりに大きく貢献をいただいているところでございます。

さて、既に委員の皆様方にご案内のように、日本国全体、また札幌市でも非常に急速に高齢化が進展をいたしております。本当にあと数年のうちに、いわゆる団塊の世代の方々がすべて高齢者という状況になります。4人に1人が高齢者というのも、この数年のうちというふうに見込まれているところでございます。こうした状況の中で、市民のだれもが安心して快適に暮らし、自由に移動し、さまざまな社会活動に参加できる環境を整備することが、今後のまちづくりに一層重要になるものというふうに考えております。

本日の会議におきましては、第5期の推進会議から札幌市にご提言いただいた内容なども踏まえまして、今期の推進会議の方向性などをご議論していただくということになっております。委員の皆様には、それぞれのお立場、さまざまな観点からご意見をいただきまして、福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） それでは、事務局より委員の皆様方の出席状況についてご報告をさせていただきます。

所用のため欠席のご連絡をいただいております方は、岸委員、斉藤委員、鈴木委員、日野委員、松川委員の5名でございます。また、中田委員につきましては遅参されるものと思われま。現在、出席されている委員の数は16名でございますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数である過半数12名に達していることをご報告させていただきます。

それでは、第6期の最初の会議でございますので、まず皆様の方から自己紹介をお願いしたいと存じます。

お席の順に浅香委員から、恐縮ですけれども、順番をお願いいたします。

着席のままで結構でございます。

浅香委員 長年、この推進会議の委員を務めてこられて、この春に亡くなりました札幌市身体障害者福祉協会の神田会長の後任の浅香と申します。よろしく願いいたします。

大垣委員 藤女子大学の人間生活部学科に勤めております大垣と申します。よろしく願いいたします。

川原委員 川原昌彦です。

北海道建築士会から参りました。職業も建築設計であります。よろしく願いします。

木下委員 札幌市肢体障害者協会で理事を務めています木下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

坂井委員 坂井と申します。

高齢者相互助け合いの団体を運営しているほか、社協の評議員というようなことで、今、毎日動いております。よろしく願いいたします。

佐藤委員 札幌高齢・退職者連合の会長をさせていただいております佐藤と申します。よろしく願いします。

白石委員 札幌市ボランティア連絡協議会の理事をさせていただいております白石と申します。よろしく願いいたします。

末廣委員 札幌市社会福祉協議会常務理事をやっています末廣でございます。よろしく願いします。

高津委員 札幌市手をつなぐ育成会の理事をしています高津と申します。よろしく願いします。

千葉委員 千葉亮一と申します。

今回、自分自身の一つの人生の課題ということで公募しまして出席しています。どうぞよろしく願いいたします。

照井委員 札幌ハイヤー協会の照井と申します。

全国的に22万台ぐらいタクシーがあるのですけれども、福祉タクシーが思うように導入されていないということで、これからまた札幌も含めましてどんどんやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

中田委員 おくれて申しわけありません。私は中田と申します。

公募委員の1人で参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中ノ殿委員 札幌ホテル旅館協同組合の理事をしておりまして、私自身も中殿ホテルというホテルを経営しております。

ホテルという不特定多数の皆様がお使いいただくような施設として、少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

牧野委員 牧野准子と申します。よろしくお願いいたします。

今回、公募委員として、ここに参加させていただきました。5年前に進行性の脊髄の難病になりまして、中途障がい者という立場で参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

村上委員 精神障害者家族連合会の副会長をやっております村上と言います。よろしくお願いいたします。

私は、2年前に2回ぐらい、こちらに参加させていただいたことがあるのですが、体調を悪くしまして、そのときに辞退しました。ですから、今回、初めての様な感じですので、よろしくお願いいたします。

山口委員 札幌市老人クラブ連合会の代表の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

横江委員 横江と申します。

日銀の金融広報アドバイザーとNPOと町連の方の役員をやっています。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局の紹介も差し上げたいと存じます。

まず、事務局長を務めますのが、先ほどごあいさつを申し上げました保健福祉部長の阿部でございます。

事務局（阿部保健福祉部長） 改めまして、阿部でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 続きまして、私は司会をさせていただいております高齢福祉課長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

福祉のまちづくり担当係長の松本です。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 松本です。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 技術職員の千葉でございます。

事務局（千葉） 千葉です。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 本日は、市民まちづくり局総合交通計画部から職員も参加してございます。

高橋交通施設担当課長でございます。

事務局（高橋交通施設担当課長） 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 小林交通施設係長でございます。

事務局（小林交通施設係長） 小林です。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 事務職員の佐柄でございます。

事務局（佐柄） 佐柄と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 事務局は以上でございます。よろしくお願いいたします。

福祉のまちづくり推進会議につきましては、第1期第1回の会議において公開することが決議されております。本日も傍聴の方がお見えになっております。

傍聴される方への再度のお願いでございますが、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートにご記入の上、事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） お手元にお配りした資料を確認させていただきます。

まず、議事次第というのが1枚ありまして、それから推進会議の委員名簿、50音順のものがございます。それから、座席表がありまして、あと資料と左上に書かれております4枚物の資料がございます。それから、パンフレットですけれども、新・札幌市バリアフリー基本構想と書いたものと、それから同じく基本構想のバリアフリー化推進マップと書いたものが1部ずつ、それから最後に優しさと思いやりのバリアフリーについてという冊子がございます。

以上になりますけれども、お手元にはない方はいらっしゃいませんか。もし、欠落している部分がありましたら、途中からでも申し出いただきたいと思っております。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今回の会議につきましては、第6期としては最初の会議でございます。ですので、会長と副会長はまだ決まっておりません。会長、副会長が決まるまでの間、事務局長の阿部が議長を務めさせていただきたいと存じますが、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

2. 議 事

阿部議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の本日の会議次第、議題（1）にございますように、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づきまして、委員の皆様の互選によりまして、会長及び副会長を選出させていただきたいと存じます。

まず最初に、会長につきまして、どなたか立候補、あるいはご推薦をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

末廣委員、どうぞ。

末廣委員 推薦をしたいと思います。

第6期と言いながらも第5期との関連性もあるかと思います。そういった意味で、第5期の会議で部会長をやられております大垣委員にお願いしたらいかがかなと思います。

阿部議長 ありがとうございます。

ただいま、末廣委員の方から、会長に大垣委員を推薦するというご意見がございました。ほかの委員の皆様でご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

阿部議長 ありがとうございます。

なければ、会長を大垣委員にお願いすることをご承認いただけたというふうにご理解してよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

阿部議長 ありがとうございます。

それでは、そのように決めさせていただきたいと思います。

続きまして、副会長の選任に入りたいと存じます。

立候補またはご推薦の方はいらっしゃいますでしょうか。

大垣委員、どうぞ。

大垣委員 今、選任された会長の方から、ご推薦したいと思います。

この福祉のまちづくり推進会議というのは、何といたってもやはり身体障がい者の方を中心にしながら札幌の福祉施策を検討する会議でございますので、身体障害者福祉協会の会長でございます浅香委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

阿部議長 ただいま、大垣委員の方から、副会長に浅香委員を推薦するというご意見がございました。

もし、ほかにご意見がないようでしたら、副会長を浅香委員にお願いするということをご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

阿部議長 ありがとうございます。

それでは、大垣委員、浅香委員は、恐縮でございますけれども、正面にございます会長、副会長席の方に移動をお願いしたいと存じます。

[会長、副会長は所定の席に着く]

阿部議長 それでは、大垣会長、浅香副会長の方から、一言ずつあいさつをいただきまして、今後の会議の進行についてよろしくお願いたしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いたします。

大垣会長 ただいま、会長に選任いただきました藤女子大学の藤大垣でございます。

私の専門は福祉関係でございまして、建築工学出身なのです。現在やっております専門は、建築経営学、それからまちづくりの関連のことを研究しております。そういう意味

で、福祉のまちづくりをどうしていったらいいかというのは非常に関心を持っております。

きょうお集まりの幅広い委員の皆様方の積極的なご意見をちょうだいしながら、この推進会議が実り多い成果を得ますように頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

浅香副会長 大垣会長の方から副会長のご推薦をいただきました、身体障害者福祉協会の浅香と申します。

私は、片足切断で、ふだんは大体義足をつけて仕事をしているのです。

団体としましては、ソフトの面、ハードの面ですごく力を入れている事業であります。また、大垣会長の足手まといにならないように議事進行に努めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願い申し上げます。（拍手）

大垣会長 それでは、議事に従いまして、会議を進めてまいりたいと思います。

きょうの議題は、2番目でございますが、今後の推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてということでございますが、これまでのこの会議の経過も含めまして、最初に事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 座ったままで失礼いたします。

本日、第1回目の会議ということで、今期はどういったことを検討していくのかということについてご議論をいただきたいと思います。

いきなり議論をと言いましても難しいと思われまして、今期は委員22人中15人の方が交代しております。まず、これまでの流れ等について、資料と書かれた4枚物の資料をもとに説明させていただきたいと思います。

初めに、関係する法律、条例等の簡単な説明、その次に第1期から第5期までの活動の状況、最後に今期の活動にもつながっていくと思われまして第5期の議論の概要を少し詳しく説明させていただきたいと思います。

初めに、福祉のまちづくり関係法令、条例等の経過です。

ご承知の方は十分ご承知かなと思うのですが、昭和56年1月、札幌市福祉のまちづくり環境整備要綱というものを札幌市で制定いたしまして、これは公共的施設という多くの方が利用する施設ということで、飲食店といったものの整備基準を定める、主にハード面のバリアフリーといったものを制定しております。

平成6年6月、通称になりますけれども、ハートビル法というものが制定されました。下に正式名称を書いてございます。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律と非常に長い法律ですが、不特定多数の方が利用する建築物の整備で、ハートフルなビルの建築促進を目指す内容となっております。

平成9年10月、北海道福祉のまちづくり条例が制定されました。ハートビル法などが制定される状況の中で、福祉のまちづくりを総合的に推進するための条例ということで、北海道の方で制定したものでございます。

平成10年12月に、札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。北海道福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例の関係などについてよく聞かれるのですが、道の条例というのはやはり全道一律の基準でございますので、ある程度緩やかなものにならざるを得ないといったことを道の方でも承知しておりまして、市町村が道条例と同等以上の効果が期待できる条例を制定する場合には対象外と規定してございます。そういったこともありまして、札幌市独自の条例を制定したものでございます。

平成12年5月、これも通称でございますけれども、交通バリアフリー法というものが制定されました。これは、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律というのが正式名称でございます。公共交通機関を利用した移動の円滑化促進を目指すもので、市町村が基本構想を策定できるという規定がございます。

そういったこともございまして、平成15年4月、札幌市交通バリアフリー基本構想というものを策定しました。これは、今言いましたように交通バリアフリー法の規定によって策定したもので、市内3カ所、都心地区、厚別副都心地区、麻生地区を重点整備地区として定めて、市はそれに基づく整備を進めてきたところでございます。

平成15年8月、国の法律制定、それからここに書いてございせんけれども、法律改正などもございまして、より利用実態に合った整備基準を求める声の高まりを受けて、道が北海道福祉のまちづくり条例を改正しました。また、これにあわせて札幌市も、平成17年12月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正いたしました。

平成18年6月、皆さんご承知の方も多いかと思うのですが、通称バリアフリー新法というものが制定されました。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が正式名称でございます。今まで、ハートビル法、交通バリアフリー法、それぞれ建築物、移動経路と別々に扱っていたものを一体的に扱うということで、ハートビル法、交通バリアフリー法は廃止としまして、両方合わせたような形でバリアフリー施策の総合的な推進を目的として定められた法律でございます。

これを受けまして、この後、説明もありますけれども、平成21年3月、新・札幌市バリアフリー基本構想というものを策定しました。これは、新法の作成を受けまして、これまで札幌市交通バリアフリー基本構想というものがございましたけれども、これを発展的に見直して重点整備地区の拡充など、新たな基本構想を策定したものでございます。

関係法令なんかは、大体こういった感じになってございます。

1枚めくっていただきまして、札幌市福祉のまちづくり推進会議の経過と書いてございます。

これはすべて任期は2年でございますけれども、第1期札幌市福祉のまちづくり推進会議は平成11年9月に発足いたしまして、このときは札幌市福祉のまちづくり推進指針検討部会という部会を設けまして、このときは平成12年12月に札幌市福祉のまちづくり推進指針というものを策定しております。

第2期については、福祉のまちづくり賞選考部会、それから施設整備事例集検討部会の

二つの部会を設けました。福祉のまちづくり賞は、現在は行っていないのですけれども、第1回、第2回といった形で表彰を行っております。それから、平成14年4月には、施設整備事例集というものを発行してございます。

第3期の会議は、札幌市福祉のまちづくり条例改正検討部会ということで、先ほどもちらっと説明しましたけれども、17年12月に札幌市福祉のまちづくり条例改正に当たりましていろいろとご検討をいただいたところでございます。

第4期の会議につきましては、三つの部会を設けてございます。バリアフリー情報検討部会、心のバリアフリー部会、冬のバリアフリー部会の三つの部会を設けまして、それぞれさっぼろお出かけ「バリアフリーガイド」を発行したり、それから子ども向け教材のバリアフリー大研究といったものを作成、それから冬期の生活に関する意識調査結果報告書というものを作成しております。

第5期はことしの8月までが任期となっております会議ですけれども、第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会というものと、優しさと思いやりのバリアフリー検討部会の二つの部会を設けてございます。この会議については、後ほど詳しく説明いたします。

次に、1枚めぐりまして、第5期札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催状況でございます。

全体会議といたしましては4回と、大体、年2回を基本と考えておりますので、こういった日程で開催いたしました。主な議題と、それから下に専門部会の開催日時が書いてございます。

それでは次に、それぞれ第5期の部会において検討した内容についてご説明したいと思っております。

初めに、第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会は、発足当時はこういった名称だったのでございますけれども、新・札幌市交通バリアフリー基本構想を策定するような形になったのです。

こちらの方を、市民まちづくり局からご説明をいただきたいと思っております。

事務局（佐柄） それでは、お手元にパンフレットがあるかと思いますが、こちらがことしの3月に第5期のメンバーの方の議論を経た上で策定された基本構想を市民向けに作成した抜粋版のパンフレットになります。ここの内容は、第6期の中で行う議論においても恐らく必要になってくるのではないかなと思っておりますので、作成の経緯ですとか内容について簡単にご説明させていただきます。

第5期のメンバーということで、きょうご出席の方でも何名か検討部会にご参加いただいた方もいらっしゃいますが、その節はありがとうございました。

2年間で7回の議論を経さしていただいております、先ほどの紙の4枚目のところに、この7回の中でどういう順番で物事を考えたかということが載っておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

この先の説明については、こちらの水色のパンフレットで1ページずつめぐりながら内容等々を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私の声は聞こえていますか。大丈夫ですか。

大垣会長 大丈夫です。

事務局（佐柄） それでは、このまま続けさせてもらいます。

まず、開きまして、1ページ目でございます。

最初に、1ページ目の左上に、この基本構想をつくったということで、今、説明があったとおりなのですが、札幌市及び国の法令等々の動きというもので、もともと建物と経路と別々の法律を平成18年に合体、さらに拡充をしております。

そこの合体したときの新法の変更点というものが、右の2ページに要点をまとめてございます。

大事になるのが、まず、もともと交通バリアフリー法のときには、法律の正式名称を読んでいただけだと思うのですが、高齢者、身体障害者等となっていたのが、身体がとれましてすべての障がい者を対象としましょうというふうになったのが変更点の大きな一つ目でございます。

二つ目の変更点といたしましては、対象となる施設です。建物ですとか道路、あと駅舎などもともと入っていたものに加えて、路外駐車場や公園や福祉タクシーというものを法として正式に追加してございます。公園等々については、法律には入っていませんでしたが、市の条例の方では既に先取りしてやっておりましたので、ここで抜本的に札幌市として大きくどうのということではないのですが、法としては公園を中に入れたのが、このときは初めてになります。

三つ目の変更点としましては、基本構想の策定について、地元ですとか市民の方からご提案することができるようになりました。できたばかりなので、ご提案は今のところありませんが、今後あれば、我々事務局等々と中身を精査した上で、こちらの福祉のまちづくり推進会議の方に報告した上で、新たにつくるですとか、既存に変更を加えるですとか、これはちょっとという判断をします。とりあえず、地元の方が発案できるような体制をつくるというのが変更点の三つ目でございます。

変更点の四つ目が、先ほど重点整備地区という言葉が出ておりました。ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、用語の解説が2ページ目の下の方に、黒板の中に入っております。重点整備地区というのは、一応、面を指定いたしまして、その面の中を一体的に図ろうというものです。要は、ある程度の複数の施設が集積していれば、駅からの動線を結んだりとか移動性を考慮できるという重点整備地区を設定ができる箇所が、旧法になりますと駅を中心に設定することしかできなかったのですが、新法になりまして駅を含まなくてもある程度の施設が集積していれば重点整備地区として定めることができるというものがありました。これを踏まえての今回の設定された整備地区については、後ほどご説明いたします。

最後に、ソフト施策の充実ということで、随時、見直しをしていかなければ、刻々と変化する状況には対応できないだろうということで、法の中で基本構想をつくった後についても、段階的な見直しを持続的に行いましょうということを明記してございます。

以上が、バリアフリー新法の変更点になります。

1ページをめくっていただいて、新法を受けて札幌市としてどのようにバリアフリー化を図る都市になっていく基本構想をつくろうというのを、第5期のメンバーの皆様とお話をした中で、まず最初に重要になるのが重点整備地区をどこに設定するか、設定し過ぎますと本当にやりたいところが薄れてしまいますし、少ないなら少ないで今度はまた狭いねという話も出ました。一応、考え方としては、もともと国の方で方針としてバリアフリー化を図りましょうと求めている旅客施設、1日平均5,000人以上の利用者がいる駅については、バリアフリー化を図るように努力しなさいと国の方からしきりに事業者の方に話がありまして、鋭意、地下鉄ですとかJR北海道さんは整備を進めているところであります。

前回の構想では、先ほどご説明があったとおり、その中でも特に乗降客数の多い札幌都心、それとあと新札幌周辺になります副都心、それと麻生の3地区にやっていたのですが、その進捗がおおむねいったということと、生活圏がいろいろ広がってきたということで、そこをまた狭い地区でやって、それができてからさらに10区に広げましょうとなると、バリアフリー化には時間がかかるものですから既設更新のタイミングも拾い切れないうということもありますので、今の実態としていろいろな施設が集積している地区はできる限り拾うという趣旨のもとに、先ほど話した5,000人以上の駅については、まずすべてターゲットにさせていただきました。

さらに、駅以外についても集積していればできるというふうには法が変わりましたので、札幌市の第4次長期総合計画という札幌市の施策の一番上に来る大構想なのですが、その中で広域交流拠点ということで札幌市の周辺を含めた隣接都市との日常生活を支える機能の集積がある地区を定めております。さらに、地域中心核ということで機能を集積したところについても指定がございまして、ここを中心的に長期構想の中で今後発展させていこうという方針があるものですから、旅客施設がなくても広域交流拠点及び地域中心核になっているところについては拾いましょうという思想で設定させていただきました。

その図面が、3ページの下、さらに表にしたのが、4ページの表になります。

大部分は、地域中心核というのは駅舎があるところと重複するのですが、5,000人以上の乗降客数がない場所で新たに追加になったところは、清田区周辺、それとあと篠路駅周辺というのが、今回、駅舎というくりではない形で拾い上げをしております。そのほかについては、全部、駅舎関係になります。

簡単にご説明いたしますと、地下鉄の駅については、実は全部の駅が5,000人以上を超えていますので、すべて対象になっております。JRの駅につきましては、札幌市内に26駅の駅舎があるのですが、うち16駅が対象になったのですけれども、一部重複し

ているところもありますので、足し引きしますと最終的に53地区というものを設定させていただきます。

この53地区について、その面の中にあるさらに道路とかをどのように指定していかかという部分を掘り下げるのが、次のページになります。

5ページ目の方で、バリアフリーをいろいろ考える上で、生活関連施設という名前で位置づけさせてもらっているのですが、この施設が一応バリアフリー化を、先ほどの2ページ目の黒板でも説明をしているのですけれども、今ちょっと読み上げますと、高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、公官庁施設、福祉施設、その他施設ということで、高齢者、障がい者等が使う施設で公共的なものについて生活関連施設としようと、それを具体的に述べたのがこの表になります。この表についても、今回、18年度の国の法の改正を受けて対象となる施設はふえてございます。

今回、これから基本構想を受けて、この面の中の建物ですとか道路とかの整備を進めていくのですが、民間施設については建築の建てかえのときや大規模改築のときというタイミングになろうかという部分はどうしてもあるのですけれども、少なくとも札幌市の所有する施設ですとか、あとやはり企業ブランドを大事にされる施設というものはやっていただいているものもあります。札幌市の施設については、現在、何年にどこの施設をやりましょうというところを調整中でございます。

対象となる施設は、今、こちらになります。さらに今回、施設と経路が一体になったことを受けて、今度、この施設間を結ぶ道路もバリアフリー化を図らないと法が1個になった意味がないということで、道路をどのように設定しようかという部分をご説明したのが、右の6ページ目になります。

まず、最低限ですが、対象となった施設を結ぶ経路は1以上確保としようと。それは、どうしても札幌市の場合は積雪が多いものですから、歩道幅員が基本的には2メートル以上ないと除雪等々もありますので、2メートル以上の歩道がある道路を軸にして1以上経路を結ぶように設定して、そこのバリアフリー化を図ろうという方針で道路を決めさせてもらいまして、その結果、53地区で226キロという距離数になってしまいました。

実際、今、200キロオーバーという状況になるのですが、ここ数年の実績でいきますと、実は年間、札幌市の方でバリアフリー化を図っている道路というのは6キロから7キロ前後という状況です。200キロのうち、整備済みも一部ありますが、未整備の区間を6キロ、7キロペースでやっていきますと、20年以上かかるというところで、ここは今、事業をやるには札幌市だけのお金でやると大変なものですから、国の補助事業等々もうまく利用しながら、できるだけ札幌市民に一番安価な形でご提供できるような調整はしております。このペースをできるだけ早められるように努力すべく、今、財政部局とやっている最中でございます。具体的にはまだ申し上げられないのですが、この3月の基本構想策定を受けて、今、調整しているということです。

距離は225キロあるということで、一気にできはしないのですが、当然、道路という

のは永久構造物になりまして、実は舗装のアスファルトに耐用年数がありますので、そういうタイミングにあわせてできるものもあります。指定していくことによって、進捗は意外と老朽化にあわせてやるということも、原局の方でやっていただけますので、そういう部分で今回、面を広げて皆さんが必要だなと思われるところを全部設定させていただいたという状況でございます。

前段がちょっと長くなってしまったのですが、具体的に各施設の管理者が何をやるのかというのが、7ページと8ページになります。

例えば、駅になりますと、JRの駅は今大部分がもう終わっているのですが、まず動線の確保ということであれば、もし段差が大きいところがあればスロープやエレベーターで円滑な経路を確保する。出口の幅というのも法の中では決めておりまして、点字ブロックも当然いきます。場所によっては手すりもつけますという、基準がちょっと細かいものですから全部を上げると大変なのですが、まず基本的な方針としては駅舎の経路を確保する。皆さんの意見を策定の中で聞いた中では、自分の家の近くの駅がバリアフリー化されていないために、わざわざタクシーで隣の駅まで行っているという方も実際に市民の中になりに多くいるという話もありますので、できるだけ早く駅についてはやるということです。

ちょっとここには載っていないのですが、現在の進捗としては実は大部分が終わっております。JRの駅でいくと、札幌駅はエスカレーターがあってスムーズなように感じているのですが、実はエレベーターが改札の中にないということで、札幌駅のエレベーターについては、本市とJRの方で、来年度になると思うのですが、今、着手しております。あと、発寒駅についても、ついこの間なのですけれども、工事を始めております。そういうような感じで、JRについてはかなりめどが立っております。あと数年していただければ、駅舎についてはそれなりのものができるとお思いますので、札幌市としてもその周辺にアクセスする経路をできるだけ迅速にというふうに調整にかかります。

信号機とかもバリアフリーという視点がありまして、細かく上げられないので説明は割愛させていただきたいのですが、ほかの施設についても、タクシーですと、先ほど照井委員からお話があった福祉タクシーの導入ですとか、バスになりますとノンステップバスの導入です。今、バスのお話をしますと、車両更新の際はバリアフリー対応にしないと、普通の貸し切りバスは除かれるのですが、一般乗り合いバス事業者に関してはそのように今後だんだん厳しくなってきていますので、そこら辺は協力して順次図っていきたいと思います。

そういうことで、整備内容についてはこのような形でやりますので、ごらんになっていただいた上で、もしこういう視点があった方がいいのではないかとということがございましたら、何なりとご意見をいただければ助かりますので、よろしく申し上げます。

ページをめくりまして、最後になりますけれども、9ページ、10ページの部分は、ハード整備ではなくて考え方の部分を若干ご説明させていただいています。ことしの3月につくった計画ではあるのですが、見直しをなさいとこの中にありまして、我々の方とし

でも随時、見直しを図ろうと考えています。その中では、皆さんのいろいろな意見をいただいて、大きな見直しがない年もあれば、見直しがある年もあろうかなと思うので、毎年見直しをするということではないのですが、見直しをするための体制を毎年とるということは考えております。

基本構想策定直前の3月前後の段階で、道路の考え方のところで、実は避難路についての経路はなくていいのですかというご意見がありました。これは、策定に時間がほとんどなくて間に合わなかったものですから、避難路について入れる、入れないを含めて、実は今、まさに第1回目の見直しということで、現地で幅員等々を調べて、入れる、入れないを判断しております。ここの部分については、恐らく今年度末から来年度頭に、避難路の経路として何路線何キロ分か、また道路としてのバリアフリー化を図る部分を含めますので、ある程度、現地調査が終わった時点で、今回の第6期のメンバーの皆さんに諮りながら、この基本構想の更新に向けて作業を進めたいと思いますので、ちょっとそれは第2回の会議になるか、第3回の会議になるかわからないのですけれども、そのときはまたよろしく願います。

今後の進め方の部分は、また提案があったときにこういう事務処理をしますよということなのですが、さらに右のページにソフトの部分があって、ものはできてもちゃんと使われていなかったり、使おうとしている人がいらなかったときに近くにいた市民の人が手を助けることがないと、なかなかバリアフリーというものが実現しないという部分があります。こういうものの取り組みも何かしなければいけないというところはございます。ちょっと今、これというものがまだ検討中なので、具体的には申し上げられないのですが、この構想に基づいて札幌市一丸となって、この視点を忘れないでやっていくように努めたいと思います。

最後に、今のお話を実際に施設、ハードの部分のどこに何があるというのを図面で示したものが、こちらのバリアフリー化推進マップということで、お配りしたのは北区・東区版です。ほかに3冊ございまして、お持ちしてはいないのですが、中央区・西区・手稲区版とか2区及び3区ずつまとめて、4冊つくってございます。こちら辺の資料の構成について、すべてインターネットにも掲載していますし、もしお申し出いただければお渡しすることも可能なものですから、会議が終わった後にでも声をかけていただければと思いますので、よろしく願います。

ちょっと雑駁な説明で申しわけないのですが、以上で説明終わらせていただきます。ありがとうございます。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 続きまして、最後に残りました優しさと思いやりのバリアフリーについてという冊子についてご説明いたします。

こちらは、第5期の推進会議で優しさと思いやりのバリアフリー検討部会を設けまして策定しました検討結果の報告書、内容としては札幌市の提言書といった内容になってございます。

初めにということで、1枚めくりまして、第5期の推進会議の会長であります千葉博正会長のお言葉で始まっております。

1枚めくっていただきまして、そもそもこの優しさと思いやりのバリアフリーについてということですが、検討の視点(1)地下鉄琴似駅の事故についてというものがありますが、平成18年に電動車いすを使用していた障がいのある方が、エレベーターから後ろ向きでおりる際に階段から転落して死亡する事故が発生しました。これが一つの契機になっておりまして、要するに当時国が定めていた基準、ガイドラインの内容を満たしていた施設であるにもかかわらず、こういった事故が発生してしまうことについて何か検討していかななくてはならないというのが、この議論の発端になっております。

2ページ目に、その事故の状況なんかも書いてございます。

事故発生後から、札幌市では似たような施設がないかといった調査を重点的に行いまして、さらにこの施設について対応策なんかもとったところでございます。さらに、平成19年12月、ちょうど1年たった時点ですが、3ページにございますように、シンポジウムといったようなものを開催しまして、その中でもいろいろな市民意見を寄せていただいたりもしております。

さらに、4ページ目ですが、部会の中で一応、課題の整理ということで、5点、課題があります。こういった課題を集約した上で、さらにこの課題をどうやって解決していかということで、基本的な考え方が5ページにございます。

6ページ、札幌市における取り組みの方向性ということで、要するに(1)バリアをつくらない、として、これまでどおりの取り組みですが、建築物の数値書、これは最低限守っていかなくてはならないことである。として、高齢の方や障がいのある方などの意見を生かすといった設計や計画の段階から関係者が参加して具体的な意見を反映するといったバリアフリーチェックの仕組みというものを制度化する必要があります。

それから、(2)として、バリアを除去することで、既存の建築物であっても増改築等の際に条例の整備基準に適合するよう努めていく必要がある。

(3)として、これはまさに琴似駅の事故をイメージしているのですけれども、市民の方が危険施設等を発見した場合に、どうしたらいいのかよくわからないということで、こういったところについても体制を整備することが大切ではないかということになっております。

8ページ、まとめ、これが推進会議から札幌市への提言という形になっておりますけれども、2点ございまして、先ほど言いましたように、数値基準だけでは高齢の方や障がいのある方にとって不便な場合もありますので、市が施設を整備する際には、すべての市民が安全に利用しやすい施設とするために、高齢の方や障がいのある方のバリアフリーチェックを受けることが必要であります。今、実際に市の部局の中で一部、身体障害者福祉協会さんと協力しながらやっている部分もあるのですけれども、こういったものを全庁的に仕組みをつくってやっていきたいと思います。

(2)として、危険施設等を発見した場合の体制の整備ということで、市民の方がこれは危険なのではないかと思うようなところがあったときに、実際にどう動いていいかわからないという意見が、琴似駅の事故の際などに幾つも寄せられておりました。それで、そういった通報する窓口をつくって、その後どうしていくかといった体制を整備しなさいという二つの提言をいただいております。

その後、資料編、終わりにというところがございまして、今言った二つの取り組みにつきましては、資料編の1ページから3ページにかけて、この公共的施設のバリアフリーチェックの流れということで、もうちょっと細かい仕組みを書いたものがございます。

具体的に説明をしますと、対象となる事業については札幌市が新・札幌市バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化事業を行う場合、もう一つは、特定、不特定かつ多数の人が利用する大規模2,000平米以上の建物を札幌市が新たに整備する場合、こういった事業を対象としましてチェックの実施者ということで、老人クラブ連合会さんと身体障害者福祉協会さんに協力していただくような形を考えております。

(3)のチェックの実施方法としては、でき上がってしまってから意見を言ってもらってもしょうがないので、工事の変更が可能な時期までに実施するというようになっております。

資料の3ページのところでですけども、この図解したものがございます。2ページの事務の流れと一緒に見ていきますとわかりやすいのですけれども、まず、札幌市の事業の実施部局が、私ども保健福祉局高齢福祉課に届け出ただきまして、それを受けて身体障害者福祉協会さん、老人クラブ連合会さんに、高齢福祉課の方からチェックを依頼します。この後、実際にチェックをしていただきまして、その結果について身体障害者福祉協会さん、老人クラブ連合会さん、あるいは高齢福祉課の方に報告いただきます。

事業実施部局の報告につきまして、異議のある場合はこちらの札幌市福祉のまちづくり推進会議の方に意見を申し出ることができるということになっておりまして、さらに福祉のまちづくり推進会議で適当と認めるのであれば、事業実施部局に意見を述べることができるというような仕組みになってございます。

資料の4ページは、もう一つの方の危険施設等を発見した場合の体制の整備についてでございます。資料の6ページにも同じように図が載っております。

市民等が危険な施設を発見したときに、まず一元的に保健福祉局の高齢福祉課の方に通報していただくという仕組みをつくりまして、通報を受けた高齢福祉課では、まず現場の確認を速やかに行って、必要があれば一時的な対策を行います。さらに、説明のところでは(2)になっておりますけれども、高齢福祉課では審査機関というものを設けて、ここで危険施設かどうかというものを判定しようということになってございます。基本的に審査機関は、高齢の方、障がいのある方と札幌市の関係部局で構成するとしてございます。

さらに、ここで危険と判断した施設につきましては、図でいくと になるのですけれども、関係団体を通じての周知ですとかホームページへの掲載、あるいはこれによって改正

された事例やなんかも紹介するなどして、こういった施設をできるだけなくしていきましようというのが趣旨でございます。

以上、ざっと第5期の部会の説明でございます。

大垣会長 ありがとうございます。

事務局の方から、札幌市、あるいは道も含めて、もっと言えば国も含めて福祉のまちづくりに対する取り組み、あるいは法律等がどのように制定されてきたかということ、それからそれに基づいて札幌市福祉のまちづくり推進会議を開きまして第5期まで進んでまいりまして、その間にどういうことをやってきたかという経過の報告がございました。特に、前期であります第5期につきましては二つの部会を設けまして、今ご説明いただきました新・札幌市バリアフリー基本構想、それからもう一つは優しさと思いやりのバリアフリーについてという二つの構想及び提案を行ったわけですけれども、少し時間を割いて説明いただきました。

今までのところで、経過及び、特に昨年度、前期でやった事柄等について何かご質問等がございますでしょうか。

どうぞ。

千葉委員 千葉と申します。

初歩的で大変申しわけないのですがけれども、先ほどの札幌市のバリアフリーの基本構想の中で、バスのバリアフリーということで説明がありました。私は西区西野に住んでいるのですが、いつも車で活動しておりまして、たまにバスに乗ってもバリアフリーのバスに遭遇したことがないのです。ですから、バスはどのくらいの比率でバリアフリーがされているのですか。

事務局（佐柄） バスは、実はまだノンステップバスは5%ぐらいです。

千葉委員 そんなものなのですか。

やはり、たまたま交通機関に乗っても全く遭遇したことがないのですから、本当にやっているのかなと思うのです。いつも乗っている方はそういう実感があるのでしょうかけれども、大体5%ぐらいですか。

事務局（佐柄） ただ、実際に車いすが自動でというものはないのかもしれないのですがけれども、昔ですと段がツーステップありました。今は国の基準で最低限ワンステップです。ノンステップの方が望ましいという話になっています。ノンステップバスは5%ぐらいなのです。ワンステップだと、もうちょっと上へいくのです。

千葉委員 結構、高齢のおじいちゃん、おばあちゃん方が苦労して乗っている姿を、車に乗っているとたまに見るのです。まだそんなものでしょうね。それはもちろん、今後推進して、どんどんそういうバスになっていくのでしょうかね。

わかりました、ありがとうございます。

それから、9番目のバリアフリーの実現に向けてというところがありますけれども、これは高齢化という言葉なのですが、これも先ほど来、団塊の世代の人たちももう65歳以

上になるという状況の中で、高齢化ということはもうおかしいのではないかと思います。もう、化は過ぎてしまったと思うのです。少子化とかいうものはいいかもわからないけれども、日本の場合は高齢化ではなくて高齢社会になってしまっているのです。これは、高齢だけではおかしいというところもあるかもわかりませんが、私の個人的な考え方で質問した次第であります。ひとつ、そういうことで説明の中で感じたことを発表させていただきます。

済みません、どうもありがとうございました。

大垣会長 ありがとうございました。

ほかに、ただいまの事務局のご説明に対して、何かご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 特にないようですので、次に、先ほど説明をいただきました前期までの経過を踏まえた上で、この第6期に何をやるかということなのですけれども、今後の検討事項について事務局の方で何かお考えはありますでしょうか。

事務局(松本福祉のまちづくり担当係長) 第5期からの流れとしては、新・札幌市バリアフリー基本構想に関しては別に議論の場所が設定されると思いますので、推進会議では随時その報告というような形になるかと思っております。

もう一つの優しさと思いやりのバリアフリーにつきましては、今後、指針において今言った二つの取り組みといったものを文章化して制度として実施していくような形になると思います。さらに、その仕組みを検証して、より実効的なものとしていくために、引き続き意見をいただきたいと考えております。

全体会議は、先ほど言いましたように年に2回ぐらいを予定しておりまして、あとこれまでの例では専門部会を設置して、もうちょっと詳しいことを議論していくといったような状態でございます。

それから、部会の設置については、必ずしも今回の会議で決めてしまわなくてはならないというものではなくて、2回目以降の会議で新たに設置するというようなことも可能だと思っております。一応、今期の部会につきましても、基本的には委員の皆様の意向に沿って部会を設置できればなと思っております。一応、事務局としたしましては、今期の専門部会として、優しさと思いやりのバリアフリーについて具体的な仕組みを検証していく部会を設置したいと考えております。

ご説明しましたように、今後、提言いただいた内容に沿って、これらの仕組みについて文章化していくということになるのですけれども、基本的にはこれによる実際の制度の運用が報告書にある提言の趣旨に合ったものになっているかどうかといったところの検証は必要なかなと思っております。

具体的なことも説明した方がよろしいですか。

大垣会長 この実行は来年の4月からですか。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 一応、4月からとは思っておりますけれども、あるいは若干おくれる可能性もないとは言えないと思っております。

今、ご提案しました専門部会の話ですけれども、先ほどの優しさと思いやりのバリアフリーについての報告書を見ていただきたいのです。

先ほど見ました資料編の6ページの図のところですが、市民が危険施設等を発見しまして高齢福祉課に通報、 で審査機関に報告して危険性等を判断するということになってございます。この判断が適切になされているかどうかといったことで、危険施設と判断した場合に のところで周知を図ることとなっておりますけれども、これらが有効になされているかということをご議論いただきたいと思っております。

それから、資料編の3ページの図の方でいきますと、公共的施設のバリアフリーチェックに関しまして、チェックを行ってその対応策等の説明に異議がある場合は、図の で推進会議に申し出ることとなっております。会議の開催のタイミングなんかにもよるのだと思いますけれども、通常は一たんこういったことを部会の方に受けていただくような形を考えております。また、異議がない場合についても、チェックに対してどのような回答があったか、 が二つあるのですけれども、高齢福祉課の方に結果報告をいただいたときに、それらについても一たんこちらの部会の方でご報告するようなことを考えてございます。

あとは、実際にバリアフリーチェックの様子を見学するといったことなんかもできるのかなと思っております。

それから、バリアフリーチェックについて提言の中では、札幌市の施設だけではなくて民間の施設についても同様の取り組みというふうにはされているのですが、当面はちょっと札幌市が整備する施設に限らざるを得ないと思っております。これは本当に先の話になるのかなとは思っておりますけれども、こういった民間の建物についてこういったふうに反映していったらいいのかといったことも、方向性をご議論いただければなと思っております。

以上です。

大垣会長 今、事務局の方から説明がありましたけれども、新しく課題が出てくる可能性はもちろんありますが、現在のところは、この間、部会の方で答申しました優しさと思いやりのバリアフリーについて二つの事項があるのですけれども、公共的施設を新設する場合にできてしまってからここはまずいよでは困るので、計画段階でチェックしてまずい点を事前に改善しようというチェックの仕組みを具体的につくってほしいという提案をしたわけです。もう一つは、危険箇所が札幌市内の中にはもちろんゼロというわけではありませんので、いろいろな形で危険箇所が存在しておりますので、それを市民の方、あるいはもちろん体の不自由の方とか、要するにその箇所に気がついた人がそれを連絡して、それを集約して、直ちにその場所を確認して、改善する必要があるら改善し、その情報を流すという仕組みを早急につくるべきだという二つの提案をしたわけです。それを、先ほど話がありましたが、来年の4月以降、具体化して進めていこうと。そのためには、1部局

だけという話ではございませんので、関連部局で協議をしながら具体的な仕組みづくりをやります。

今、絵がありました。これも仕組みなのですけれども、提案の中ではそういう仕組みをつくって具体的に対応してほしいということを行っているわけで、それをこれから関係部局で協議して細かい仕組みづくりをされると思います。それを受けて、うまく対応できるかどうか、あるいはそれで実行したときにどのようにうまく対応しているのかというようなことをぜひ今期のこの会議で検証したいと、まずい点があれば改善していきたいというのが、今、事務局の方で言われた趣旨でございますので、ご理解いただきたいのです。

大体、新しい次の課題が出てくれば別ですけれども、今のこの優しさと思いやりのバリアフリーの具体的な実行過程における検証を、この推進会議の当面の課題とするというようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長 つきましては、これを具体的に進めるには、これでは人数が多うございますので、例年、部会をつくって、8名ぐらいの、あるいは10名ぐらいの人数に絞りまして、そこで議論を何回か積んでいただいて、この会議に報告をいただくというようなことを進めておりますので、部会をつくりたいというように考えているのですけれども、つくることに関してはいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長 優しさと思いやりのバリアフリー部会は第5期にもあったのですけれども、もちろんメンバーはかわりますが、そういう形の部会をつくりまして、先ほどの二つの課題に対する実行過程の問題の検証について議論をしていくという形で進めさせていただきたいと思います。

この部会のメンバーについては、何か事務局の方で考えはございますか。

事務局(松本福祉のまちづくり担当係長) 一応、8人程度を想定してございます。この推進会議は、学識経験者、それから事業者、団体、それから公募委員からなっているのですけれども、それぞれから2人ずつ程度と考えております。基本的には、会長、副会長と相談の上、こちらで決定させていただきたいと思っております。5人の公募委員の方がいらっしゃるのですけれども、ぜひ参加したいという方がいらっしゃれば、優先的に考えますので、後ほどでもお知らせいただければと思います。

大垣会長 今、事務局の方から説明がありましたけれども、部会の最終的なメンバーにつきましては、会長、副会長、それに事務局の方で協議して決めさせていただきたいと思えます。

なお、公募委員の方については、ご希望があれば事前に事務局の方にご連絡いただきたいというようなことで部会のメンバーを決めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長 ありがとうございます。

それでは、そういう形で事務局と協議をしながら部会のメンバーを確定してまいりたいと思いますので、メンバーになられました方は、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、きょう議論すべき議題は終わりなのですが、何かございましたら出していただいても結構だと思いますが、ございますか。

どうぞ。

横江委員 横江ですけれども、1点よろしいでしょうか。

優しさと思いやりのバリアフリーについてで、8ページ、9ページに提言がまとめてありますが、9ページの提言で市民が危険施設等を発見した場合の通報窓口を一本化しとありますけれども、現在は受け付け窓口は各担当部署によって幾つかに分散というような状況でしょうか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 所管部局に分かれております。そういう危険施設があった場合には、市民周知が一番大事になろうかと思しますので、市民周知を図りまして、まずは高齢福祉課の方にご連絡をとというふうに考えてございます。

大垣会長 今までは結構いろいろあったのです。市民の声を聞く課にいたり、それぞれの部局にいたりとかばらばらだったものを、できればこの機会に一元化したいというものです。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

坂井委員 坂井でございます。

今、いろいろとご説明をいただいて、私もほかの協議会とか委員会とかに何回か出していただいていつも感じるのですけれども、市民に対する周知徹底の問題です。いろいろな資料があっても、例えば今、きょういただいた資料を地元へ帰って町内会の役員だとか地元で一生懸命やっていたらっしゃる方のうち何人がご承知かなという、非常に心もとない状況になっているのが事実ではないかなというふうに思います。

例えば、このパブリックコメントを求めるのは絶対やらなければいけないことなのですが、ホームページでそれを求めても高齢者はそれを見られないということになってきますと、コメントはもちろん出てきません。私の知り合いなんかでも、パブリックコメントというのは一体何だと、そこで市民の意見を聞くことだよと言うと、それだったらそうやって書いたらいいのではないかというような話があるわけです。

ですから、その辺のことを周知徹底、そしてもっと市民にわかりやすくというようなことについて、これは部会をつくるかどうかは別問題として、何かそういうことについて意見交換があって具体的なものが出てくればいいなというふうに考えています。

以上です。

大垣会長 ありがとうございます。

この件について、何か事務局も方からございますか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） まさにおっしゃるとおりでございます。優しさと思

いやりのバリアフリーの関係でも、いかにきちんと周知、PR等々をしていくかということが一つの課題でございますので、その辺についても十分検討していきたいというふうに考えてございます。

大垣会長 実際に行われたから議論すると来年の4月以降になりますので、今後の予定を後でお聞きしようと思っていたのですが、それまでの間にかなりあくようでしたら、そういう課題を少し出して議論しておいて、周知徹底というのは別に実行してからでなくて、むしろ事前に大事なことで、そういうような議論の場を1度設けるとかあり得るのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

今後のこの会議の予定というのはどんな感じでしょうか。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 全体会議については、恐らく6月とか7月とかという形になると思うのですが、その前の今言った部会に関しましては、実はとりあえず札幌市で一たんの案をつくらせていただくような形になるのですが、これはちょっとある程度めどがついてこないとどうしようもないかなとは思っております。できれば、3月、あるいは年度初めぐらいに第1回目というような形になるのではないかと考えております。

大垣会長 わかりました。

この全体会議はしばらくないということでご理解いただきまして、部会の方が議論できる環境がまだ整っていないので、市の方の準備もあるようですので、整い次第、順次、何回かに分けて議論をして、その結果をここに報告いただいて、全体での議論をするという形で進めさせていただきたいと思います。多分、最初の部会が3月か4月ぐらいではないかという話でした。

部会のメンバーにつきましては、事務局の方でいずれ検討いただきますので、選任された委員の方にはご連絡がまいると思います。3月から4月ごろに第1回目の部会があるというふうに頭に入れておいていただくとありがたいと思います。

特にほかに何かありますか。

横江委員 ちょっと確認なのですが、ユニバーサルデザインとかバリアフリーということで論議されていますが、特にバリアフリー基本構想の9ページ、10ページにありますけれども、バリアフリーの実現に向けて、先ほど高齢化で高齢社会のことも言われていましたが、全人口の7%、14%を超えれば高齢化、高齢社会、さらに超えて22%ですから、超高齢社会に入っています。ただし、ユニバーサルデザインについては、特に高齢者とか障がい者に限ったことではなくて、すべての人が快適に暮らせるまち、都市計画、建築構造物ということですので、その辺を意識した考え方になっているのかどうかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

事務局（佐柄） 高齢化という表現は、先ほどの数字からいくと、表現にちょっとそこがあったというのをおわびしたいと思います。

考え方としましては、要は何がしたいかというのは、対象となる施設は主に高齢者、障

がい者が使うという前提で選んではいるのですが、UDというのは要は日本人は障がいをとるわけです。ということは、それによって恩恵を受けるのは別に高齢者だけではない、皆さんになるわけなので、そういう意味ではユニバーサルデザインを進める上でバリアフリーをしたいのだよということです。

何で、今、ユニバーサルデザインを強くしたいのという理由は、高齢化が進んだのでユニバーサルデザインをもっと発展的にさせなければならないねという論法にはなるので役所的なのですけれども、今はその意識は持っています。10年前は正直やはりこういう主張はそんなに強くなかったのですが、ここ数年は特に法もそうですし、我々担当者もじかに工事をやっていますと苦情が出たりしますので、意識は大分上がっていると思います。

そのようなご回答でよろしいでしょうか。

横江委員 ありがとうございます。

そういう意識だということをお聞きしまして、大変安心いたしました。

こちらの10ページの2行目にも、すべての人の心のバリアフリーというふうにありますので、ぜひこういう方針で進めていただければというふうにご期待いたします。

中田委員 公募委員なので、次の部会に選ばれなかったら6月ぐらいまで皆さんにお会いすることがないかと思うのですけれども、先ほど坂井委員がお話しされていたように、何をここで決めて、どういうふうなことを進んでいても、市民一住民なのでなかなか伝わってこないというのが実感だというふうなものが、一番重要なポイントではないのかと思っております。ぜひ、部会として独立して議論をさせていただく機会をつくっていただくということがなくても、少し情報を出すとか、以前、第4期のときにはバリアフリーガイドをつくって出されているということも経緯としてあるようですので、市民に向けて何かをしていくということも進めていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

大垣会長 市民に向けてということもそうですけれども、この会議でも部会のメンバーでなければ年に2回しかないわけですから、発言する機会がないということですので、きょうも話題に出ましたけれども、どういうようにいろいろな情報を市民に周知徹底するかという方策については、1度どこかで議論する機会を設けてもいいかもわからないと思います。非常に重要な課題だと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

牧野委員 優しさと思いやりのバリアフリーについての中で、公共施設のバリアフリーチェックの流れというところが資料の3ページにございますけれども、でき上がってからでは遅いということで、事前にそういう団体等がチェックするということをさっきご説明いただいたのです。例えば、何年か前にJR札幌駅の前の通路の仕上げも、実際にでき上がってから使っている方が目地のある石材のようなものが不便だということで、危ないということで張りかえになったような事例もありました。やはり、市はこういう場合はどれぐらい前の段階でチェックとかをやっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っ

たのです。

最後の仕上げ材というのは、仕上げ表なんかを見ても素人にはわかりません。そういうものはどういう形でチェックしているのか、ちょっと知りたいなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 実は、今現在というのは、事業実施部局の方でやっておりますので、我々はそういったことについては全く詳しくない状況にあります。

浅香副会長の方が詳しいのです。

浅香副会長 この表の中にも札幌市身体障害者福祉協会と書いてあるのですけれども、私はこの4月まで事務職員だったものですから、いろいろなところを見させていただいたりしていました。

今の例で言うと、JR札幌駅は、ある程度大ざっぱな設計段階と、また細かくなってきた設計段階で、肢体不自由だとか視覚障がいだとか聴覚障がい、札幌だと大体、人口膀胱とか人工肛門をつけた方、近々だとそれこそ心臓ペースメーカーも電波に弱いということ、大体、ハード的なバリアフリーはそのたぐいの障がいでもチェックをしてくれているのです。

駅の場合は、点字ブロックだとか、今おっしゃった西側コンコースのざらざら石ですが、点字ブロックも設計の段階ではすごくいい張り方だったのですけれども、実際にでき上がったら、荷重の関係で柱をつくらなければだめだと2メートルぐらいの柱をつくることになり、そこがもともと点字ブロックを張る場所だったものですから、点字ブロックがコの字になるとでき上がりそうなときに判明したので、全部作り直してもらいました。

石についても、点字ブロックにしても、実際にまだできていないものですから、こういう板みたいなものを持ってきてくれるのです。このぐらいのざらざらぐらいだったらいいのではないだろうかとか、このぐらいの点字ブロックの固さのものだったらいいよねというものも、実際に全盲の方だとか車いすの方がチェックしているのです。インターロッキングなんかも、目地の太さも、できるだけ狭くしてがたがたを少なく、車いすの人とかでもつえ歩行の方でも引っかけられないようにということでチェックしているのです。

ただ、でき上がった直前の段階で、ある程度それまでチェックしたことが100%そうになっているかということ、なかなかそうならないのも現実なものですから、でき上がった段階でも今でもチェックはしているのです。最近だと、旭山記念公園も、工事中もダンプの入っているときもチェックをさせていただいたり、変な話、手稲の山口斎場なんかも、うちの前会長が車いすだったものですから、お葬式に行っても家族待合室がオール和室なものだから入れないと、何か親戚が集まっても阻害されているような感じがするということで、和洋折衷にしたらどうですかという案を立てました。今は和洋折衷になっていて、一緒に中に入って、それこそ一族として一緒にいられるという誇りみたいなものができたというふうに言っていました。

里塚の方も今、改修していますので、焼くところだけなのかどうなのかちょっとわからないのですけれども、そういうところをまたチェックさせていただいたり、本当に今、一番ナウい情報でしたら、札幌駅から大通前での地下歩道を3年前に私は1000人フォーラムに出させてもらって、チェックをさせていただいて、しばらくごぶさたしていたものですから、2カ月ほどまでに建設局の方に来ていただいて、うちの団体独自に移動環境委員会というものをいろいろな障がいの人が集まって持っているものですから、建設局の人から施工業者の方から来ていただいて説明を受けました。階段からおりてくるところにステップがあったりとか直せないところもあるらしいのですけれども、できるだけユニバーサルデザインにしてほしいということをお願いしております。今、穴の方がもうでき上がりつつあると、来年は上の道路の方だと、危なくない段階になったら一、二度、ヘルメットをかぶっても結構ですで見せてくださいということで、一応、向こうの方でもそういう段階になると、またご案内しますというふうに言われています。

一番、ずっと長い間、こういうことで携わらせていただいてよかったのは、以前は役所の悪口を言うわけではないのですけれども、役所の方が来られて設計だとかこういうにしますということで説明を受けたりチェックをさせていただいたのが現実だったのですが、ここ10年ぐらいは実際に工事に携わる施工業者の方が一緒に来られて、役所の指示だけでなく自分たちもこうしようと思っていますとか、直接、点字ブロックを張る監督者が一緒に来てもらえるものですから、本当に理想に近い建物なら建物だとか、構造物なら構造物ができてきているのかなと思っていました。

ですので、こういう段階でも、私もうちだけやっていて余り責任もとりにたくないのですけれども、こういう場面でもそういうチェックがあれば、重点地区の麻生地区だとか大通地区なんかは班に分かれて何回か実際に机上の討論だけでなく現場もチェックするというのも、私も委員になる前から入らせてもらってやらせていただいていたので、また6期目についてもそういうことがあればどしどし実際に目で見て、肌で触って、五感に感じてチェックするのが一番だと思っています。

ちょっと説明が長くなりました。

大垣会長 詳しい事情をどうもありがとうございました。よくわかりました。

私もこの部会に関係していたのですが、この提案の中で言っていますのは、要するに事前にチェックして、それが具体的な施工に反映されなければチェックの仕組みをつくった意味がないというのは、既に最初から議論をされていたことです。設計段階に反映できるような仕組みにしたいというふうに考えています。要するに、施工するまでの段階で、その情報が伝わるような形の仕組みにしないといけないというのは十分議論しておりましたので、そういう形で展開するのではないかというように思っています。

あと何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

3 . 閉 会

大垣会長 大分いろいろな議論も出てまいりまして、時間もまいりましたので、きょうの議論はこれで終了させていただきたいと思います。次回以降、部会を中心に議論を進める形になりますが、この推進会議の進め方も含めまして、どしどし積極的にご意見をちょうだいして進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは、本当に長時間ありがとうございました。

以 上